

地域を守る

磯子消防団員募集中



いざという時に助け合える仲間を募集しています。

- 消防団員の身分は
横浜市の非常勤特別職の公務員です。
- 報酬はあるの
消防団活動をすると手当が支給されます。
- ケガをした時は
公務災害補償が受けられます。



お問合せ先 磯子消防署総務・予防課消防団係
電話&FAX 045-753-0119

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/shouboudan/>

こちらから磯子消防団のHPをご覧ください。

こちらです



地域防災の担い手として、
仲間と一緒に地域や家族を守る活動をしませんか!?



磯子区にお住まい・勤務・在学されている皆様の入団
をお待ちしています!!

消防団とは

本来の仕事や学業、家事をしながら、災害や地域防災の活動を行う、非常勤特別職の地方公務員です。

入団資格

磯子区に居住している、又は勤務、在学している、満18歳以上の方で、男性でも女性でも入団できます。

主な活動

普段は地域で自治会町内会等の防災指導や訓練を行っています。
火災等の災害発生時には消火活動や避難誘導等の活動を行います。

処遇等

- ・消防団年額報酬、出場報酬、退職報償金が支給されます。
- ・公務災害補償制度、活動服等の貸与があります。

身 分		非常勤特別職の地方公務員
報 酬	年額報酬	年額 36,500 円（階級が団員の場合） ※消防団員に任命され、消防団活動を行った場合に支給
	出勤報酬	・災害出場1回につき 7,000 円 ・訓練等1回につき 3,500 円
退職報償金		5年以上勤続して退職した場合に支給
公務災害補償制度		消防団活動での負傷や事故に対して適用

※ 出勤報酬はポイント制で一部上限があります。

↓ 詳しくは ↓

お問い合わせ・ご相談は...



磯子消防署総務・予防課消防団係

TEL・FAX 045-753-0119

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/shouboudan/>

